

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和8年度)

作成日 2026/10/1

最終更新日 2026/10/1

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和8年10月1日
国立大学法人名		国立大学法人和歌山大学
法人の長の氏名		本山 貢
問い合わせ先		企画課 073-457-7016 kikaku@ml.wakayama-u.ac.jp
URL		https://www.wakayama-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<確認の方法> 各委員に対し、事前に報告書（案）を送付し確認いただいたうえで、令和8年9月14日開催の第136回経営協議会において、ガバナンス・コードの適合状況について説明および確認を実施しました。 <経営協議会からの意見> 経営協議会からは、当該適合状況について特段の意見はなく、全ての原則について適合していることが確認されました。
監事による確認	更新あり	<確認の方法> 令和8年8月21日から9月1日にかけて、書面による意見照会を行い、全原則の適合状況等について確認を受けました。 <監事からの意見> (補充原則1-4②) 次代の経営人材の育成は概ね適切に行われているが、社会に対する説明責任の観点から、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針を策定し、公表する必要がある。また、人材育成の実現状況を定期的にフォローアップすることも求められる。 <ご意見を踏まえた対応> 監事のご意見を踏まえ、令和8年度中に方針を策定・公表し、令和9年度から人材育成の実現状況についてのフォローアップを実施いたします。 またこの他に、「検討中」としている項目について具体的な検討状況を記載すべきとのご意見をいただき、補充原則3-3-1③、原則3-3-5に反映しました。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		ガバナンス・コードに掲げられている原則に沿った取組は、実施しています。今後も、社会の情勢や国の施策等も踏まえながら、取組内容の検証や見直しを随時図っていく所存です。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	ビジョン、目標及び具体的な戦略として、和歌山大学中期計画及び重点的取組事項（アクションプラン）を策定し、ホームページに公開している。様々な会合やイベント、訪問等を通じて地域の自治体や企業、高等学校など多様な関係者からの意見を踏まえたうえで策定を行っている。 実現のための道筋としては、中期計画の実現に向けた具体的な取組計画を掲げ、実施した内容や進捗状況について自己点検・評価を行うとともに、その結果を大学ホームページにおいて公表している。 また、エビデンスに基づく戦略策定や改革を推進するため、戦略情報室に専任教員1名を配置し、IR機能の強化に取り組んでいる。 ・ 中期目標・中期計画、年度計画、報告書、評価結果 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public/business/ ・ 評価・監査に関する情報 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public/con.html ・ 重点的取組事項（アクションプラン） 令和 8 年度 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/president/actionplan2026.html 令和 7 年度 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/president/actionplan2025.html 令和 6 年度 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/president/actionplan2024.html 令和 5 年度 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/president/actionplan2023.html
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		目標・戦略の進捗状況及び検証結果については、企画・評価委員会で自己点検・評価書や中期目標期間に係る実績報告書を取りまとめ、ホームページに公表している。 また、同委員会では、自己点検・評価、外部評価又は第三者評価の結果を基に、改善が必要な事項を審議・特定のうえ、改善措置を講じており、改善結果はホームページに公表している。 ・ 評価・監査に関する情報 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public/con.html ・ 本学の目標・戦略の進捗状況及び検証結果を基に、改善に反映させた結果 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public/business/
補充原則 1 - 3 ⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		和歌山大学組織規則において、法人の経営に関する重要事項を審議する組織として経営協議会を、大学の教育・研究に関する重要事項を審議する組織として教育研究評議会を設置し、体制と責任を明確化したうえで大学経営及び教学運営に関する必要事項の審議を行っている。 学部、学環、研究科を中心に、教学を担う「教育機構」、教職員の心身の健康管理を含む学生支援全般を担う「Well-Being機構」を設置し、教育の質保証、学修及び学生生活の支援を行っている。また、グローバル教育展開等の発展に寄与する取組を推進する「国際イニシアティブ基幹」、和歌山圏域の中核大学として技術革新を進め先端技術を地域振興に繋げるとともに、担い手となる人材の育成を含めて一体的に推進する「イノベーションイニシアティブ基幹」を設置し、アントレプレナーシップ教育に取り組んでいる。さらに、地域の自治体・企業等と連携した教育研究の展開に取り組む「紀伊半島価値共創基幹」を設置している。 各機構及び基幹の規程において、組織の体制と責任を明確化し、それぞれが所掌する附属機関等の業務を総括している。

補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	「和歌山大学における人権に関する基本理念」を定め、本学構成員が相互に人格と多様性を尊重し合い、快適に学び、働くことのできる環境を整えることとしている。 教員人事については「第４期の教職員の採用計画について」により、本学の機能強化に資する人事を進めるとともに、テニユア・トラック制度の見直し等による若手教員の採用、女性教員の積極的な採用に努め「第４期中期目標・中期計画期間末に目指す専任教員の年齢構成」として目標を公表している。職員人事については「職員人事の基本方針」により、専門性を高め能力を上げることと、一方で専門化による縦割りの弊害を防ぐため、若手・中堅世代には積極的なジョブローテーションを行うこととしている。 ・公開情報（第４期中期目標・中期計画期間末に目指す専任教員の年齢構成） https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public/ （参考：目標値と現状値） 若手教員比率：（第３期末）6.3％ → （第４期末）10.1％ （R8.4現在）11.8％ 女性教員比率：（第３期末）23.5％ → （第４期末）26.4％ （R8.4現在）24.5％
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		中期的な財務計画については、国立大学法人和歌山大学の中期計画において、予算、収支計画及び資金計画を策定し、公表している。 ・国立大学法人和歌山大学第4期中期計画 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public/business/
補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）	更新あり	教育研究等に係る財務状況、資金状況や活動状況等については、国立大学法人法に基づき「財務諸表」及び「事業報告書」を作成・公表しているほか、コストの説明やグラフによる経年比較等を加えた財務情報や教育研究活動等のトピックを写真等を用いて、より分かりやすくまとめた「財務報告書」を毎年度作成し、公表している。 ・財務諸表等 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public/fin/financial.html
補充原則１－４② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針	更新あり	教育、入学者選抜、学修の評価方法の改善及び教育の質の保証を行うことを目的とする「教学入試戦略推進本部」や、学生の多様なニーズ（修学、キャリア、心身の不調、障害、SOGI、留学生対応など）に応じた学内支援体制をメンタルヘルスを含むダイバーシティ・インクルージョンの視点から構築することを目的とする「ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン推進本部」を設置し、次代の大学経営を担う人材を参画させている。学長補佐、理事補佐として、戦略情報、教育の質保証、FD、SD、入試戦略などの各担当を命じ、国立大学協会等が実施する研修にも各担当に応じて参加させている。法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針については、令和８年度中に策定し、公表するとともに、令和９年度から人材育成の実現状況をフォローアップしていくこととしている。
原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		地域の自治体との連携や経営力充実の観点から民間企業の現役幹部を理事に任命したり、グローバル化や教育の質保証、研究等の分野において知識や経験が豊かな教員を副学長や、学長補佐、理事補佐として適材適所に配置するなど、学長の意思決定や業務執行をサポートする体制を整備している。さらに、これらの補佐人材の役割を明確にしてホームページに公表している。 ・役付職員等一覧 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public/public_org/executive.html

補充原則 2 - 2 - 1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		
原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録		役員会は、重要事項について審議・決定を行っている。なお、必要に応じて臨時に役員会を開催するなど、適時かつ迅速な審議を行っている。さらに、役員会において十分な審議や効率的な決定が行えるよう、特に重要な案件については、役員連絡会を定期的に開催し、事前の説明や意見調整を行っている。また、教育研究評議会、経営協議会の議題については、事前に役員会で議論し調整を行っている。なお、役員会の議事録はホームページに公開している。 ・役員会 議事要旨 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/outline/yakuinkai.html
原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		中期目標・中期計画及び各ビジョンを実現するため、ダイバーシティの確保、グローバル化の推進、法人運営の経営的視点の充実、産業界との連携などの観点から、女性、産業界出身者及び他の高等教育機関での勤務経験を有する者を、その経験と知識を活かせる役職（理事、副学長）に登用し、経営体制の充実を図っている。本学の人材登用の観点と登用した人材の氏名、担当する業務はホームページに公表している。 ・役付職員等一覧 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public/public_org/executive.html
補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		経営協議会の学外委員の選任に当たっては、産業界や地域との連携、広報活動、高大接続という大学が取り組んでいるテーマについて助言いただけるよう、関係機関とも相談して、教育に深い知見・実践経験を有する者、自治体において行政や教育の経験を有する者、企業経営に知見・経験を有する者や和歌山県の産業界関係者、国立大学の経営に知見・経験を有する者、報道関係者等の関係者から選任している。 また、運営方法の工夫として、議題のほかに報告等で本学の課題などを説明し、それに対して専門的知見からご意見をいただいている。 ・経営協議会学外委員の選考方針 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/outline/management-council/post_286.html ・経営協議会における運営方法の工夫 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/outline/management-council/operation-method.html
補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		学長選考・監察会議は、求める学長像（基準）を定め、同基準に基づき、教育研究評議会と経営協議会から推薦された候補者に対し、ヒアリングや書面により厳正な審査を行い、学長を選考している。また、求める学長像（基準）及び基準を踏まえて選考し過程及び理由を公表している。なお、教職員による意向投票は行っていない。 ・学長選考 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public/president_selection/index.html

補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新あり	本学においては、新任 4 年と再任 2 年の上限 6 年と定めており、中期目標・中期計画の期間との関係からも適切であると考えている。なお、大学に求められるミッションの複雑化などの社会情勢の変化も踏まえ、学長の任期の在り方については、直近では令和 6 年度に審議したが「必ずしも中期目標・中期計画期間と対応させる必要はない。」との結論に至った。令和 8 年度中に引き続き検討することとしている。 ・国立大学法人和歌山大学学長選考・監察規程 https://www.wakayama-u.ac.jp/_files/00477932/21.pdf
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長の在任中の解任手続きに関する規程を定め、公表している。 ・国立大学法人和歌山大学学長の在任中における解任手続きに関する規程 https://www.wakayama-u.ac.jp/_files/00477963/25.pdf
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		学長選考・監察会議において、学長の業務執行状況について確認を行うとともに、その結果を公表している。また、本人に対し、結果とともに、学長選考・監察会議の意見も伝えている。
原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		教育研究評議会及び経営協議会が選出した、学長選考・監察会議委員の選任方法及び選任理由を公表している。 ・学長選考・監察会議委員の選任方法及び選任理由 https://www.wakayama-u.ac.jp/_files/00675482/iinsennin.pdf
原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由	更新あり	本学には、大学総括理事を現在置いていない。 なお、大学総括理事については必要に応じて検討することになっている。
基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		法令に基づき、教育情報、財務諸表、自己点検・評価の結果、教員の養成の状況、法人文書の情報公開・個人情報保護に関する情報等を大学ホームページで公表している。本学が国民から負託された教育・研究・社会貢献の使命を有効かつ効率的に果たすとともに、資産を保全し財務報告等の信頼性を確保するため、内部統制規則により役員会が業務の法令等への適合、効果及び効率について統制活動を行っている。また、各部門に内部統制推進責任者を置き、不正行為等を発見した際は直ちに役員へ報告を行うとともに、継続的な日常におけるモニタリングの実施と定期的に内部統制システムについて確認し、報告を行っている。本学の使命達成の障害となる要因を識別し、評価分析することにより、内部統制システムの維持改善を行い、適正な法人経営を確保している。 ・国立大学法人和歌山大学内部統制規則 https://www.wakayama-u.ac.jp/_files/00695800/10.pdf

原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会 貢献活動に係る様々な情報を わかりやすく公表する工夫		法令に基づき、教育情報、財務諸表、自己点検・評価の結果、教員の養成の状況、法人文書の情報公開・個人情報保護に関する情報等を大学ホームページで公表している。 ・教育情報の公表 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public_information_gallery/education-information/ ・財務諸表等 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public/fin/financial.html ・評価・監査に関する情報 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public/con.html ・情報公開・個人情報保護に関する情報 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public/kokai/ ・教員の養成の状況についての情報公表に係る事項 https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public_information_gallery/education-information/qualityassurance/kyoin_yosei.html
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		入学式、卒業式、わだいフェスタ、同窓会、後援会のイベント及び自治体との面談等の様々な機会を捉えて学長や理事が大学のビジョンや戦略、取組等について説明を行い、多様な関係者との情報共有を図っている。 また、研究者紹介や地域連携活動等の取組の情報発信を積極的に行うとともに、公表を行う際には、そのつど情報の内容や対象を踏まえ、報道発表、ホームページ、SNS、冊子の配布などの手段を選択し発信している。
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠を、和歌山大学ウェブサイトの「教育情報の公表」において公表している。 学生の満足度、学生の進路状況等を、和歌山大学ウェブサイトの「教育の質保証」内の「＜e-annual report 全体版＞教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項」において公表している。これらの項目に各学部・学環・研究科が分析コメントを付した＜e-annual report ダイジェスト版（分析コメント含む）＞も、同じく「教育の質保証」において公表し、教育課程の改善に活かしている。 ・教育情報の公表（教育目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、授業計画、カリキュラムの概要、授業科目） https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public_information_gallery/education-information/ ・教育の質保証（e-annual report、学生の成長実感・満足度、卒業生・修了生の進路状況、卒業生からの評価、卒業生に対する評価） https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public_information_gallery/education-information/qualityassurance/index.html

法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項	■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 (大学概要) https://www.wakayama-u.ac.jp/about/outline/ (財務諸表等) https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public/fin/financial.html (評価・監査に関する情報) https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public/con.html ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 該当なし ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 該当なし
--------------------------------	--